

量子科学技術研究開発機構の出資等の業務 関係法令（抜粋）

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）

（成果活用事業者への支援）

第三十四条の四 国は、研究開発法人又は大学等の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（以下「成果活用事業者」という。）による当該研究開発の成果を活用した新たな事業の創出又はその行う事業の成長発展を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発法人による出資等の業務）

第三十四条の六 研究開発法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するものとして別表第三に掲げるものは、その研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、個別法の定めるところにより、次に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる。

一 その研究開発法人の研究開発の成果に係る成果活用事業者

二 前号に掲げる成果活用事業者に対し当該成果活用事業者の行う事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であって、その研究開発法人における研究開発等の進展に資するもの（以下この号において「資金供給等事業」という。）を行う者（資金供給等事業を行う投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合を含む。）

三 その研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転、当該研究開発法人の共同研究開発等についての企画及びあっせんその他の活動により当該研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者

2 前項に規定する研究開発法人は、同項第二号又は第三号の者に対する出資を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

別表第三（第三十四条の六関係）

三 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

○国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）（抄）

（業務の範囲）

第十六条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～七（略）

八 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

九（略）

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）（抄）

（研究開発法人による出資等の業務）

第七条の二 別表第二の第二欄に掲げる研究開発法人に係る同表の第三欄に掲げる個別法の規定の政令で定める出資並びに人的及び技術的援助は、それぞれ同表の第四欄に定める出資並びに人的及び技術的援助とする。

別表第二（第七条の二関係）

三	<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>	<u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）第十六条第八号</u>	<u>法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助</u>
---	-----------------------------	--	--